

事務連絡
令和6年9月6日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中
各都道府県知事部局学校法人担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の
追加交付決定に向けた需要調査について

平素より学習指導要領の着実な実施にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和6年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）について、令和6年度予算における追加の交付決定に向けた需要調査を実施します。

つきましては、追加で交付を希望する貴都道府県内公立学校及び私立学校の需要調査表をそれぞれ作成のうえ、下記によりご提出願います。

観察・実験にかかる理科教育等設備の充実を図る機会として、ぜひ積極的な活用をご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出物・提出期日

令和6年度事業計画額（追加分）需要調査表
令和6年9月30日（月）締切（厳守）

2. 提出方法

Eメールにて、エクセルファイルを提出すること。

（郵送不要）送付先アドレス：kyozai@mext.go.jp

※追加需要がない場合もその旨をご回答ください。

3. 作成にあたっての留意点

（1）公立学校分、私立学校分に分けて作成してください。

なお、都道府県立・市区町村立学校は公立学校分として取りまとめて作成してください。

- (2) 義務教育学校及び中等教育学校については、前期課程と後期課程に分けて作成してください。
また、連携型及び併設型の場合は、学校種別ごとに作成してください。
- (3) 様式は変更せず、今回提供する様式を使用してください。
- (4) 需要調査表中「申請の種別」の欄については、今年度において既に交付決定を受けた補助事業者の場合は「追加」、交付決定を受けていない補助事業者の場合は「新規」を選択してください。

4. 補助対象経費の算定における留意点

- (1) 今回補助対象経費として計上するものは、今年度になってから整備する必要が生じたが、何らかの理由により今年度既に交付決定を受けた事業計画額に含めることができなかった最重点設備（高等学校においては重点設備）のみとします。

※例：今年度に入ってから、最重点設備である電子てんびんが故障し、急遽、購入する必要があるなど。

※既に各自自治体から提出された交付申請書に記載の事業計画額に含まれている分については対象外となります。

※内定後の（変更）交付申請時には、学校が整備する予定の最重点設備（高等学校においては重点設備）について関係書類（別紙参照）の提出を求めため、確実に今年度中に整備することを予定しているものを計上してください。

- (2) 補助対象となる経費は今回予定している（変更）交付決定以降のものに限られるので、整備にあたっては十分注意してください。
- (3) その他については、理科教育設備整備費等補助金交付要綱の通りとします。
- (4) 事業計画額に2分の1（ただし沖縄については4分の3）を乗じた額が予算残額を超える場合には、予算残額の範囲内で内定額を定めるものします。
- (5) なお、今年度において既に交付決定を受けた補助事業者においては、交付決定時に購入予定だったものを購入する予定がなくなった、計画通り購入したものの予定より安価に購入できたなど、当初予定よりも執行（予定）額が減少している場合もあると思います。不用額については積極的に有効活用していただくようお願いいたします。不明な点等あればこちらまで御相談ください。

5. 今後のスケジュール

令和6年 10月中旬 内定（予定）
10月下旬 交付申請書（※）提出期限（予定）
11月中旬 交付決定（予定）

※新規で申請する補助事業者は、様式第1交付申請書を提出

追加で申請する補助事業者は、様式第5計画承認変更申請書を提出

【担当】

文部科学省初等中等教育局庶務・助成係

電話：03-6734-2425（内線 2425）

Eメール：kyozai@mext.go.jp